誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しな い者であることを誓約します。

【水道法第25条の3第1項第3号】

次のいずれにも該当しないものであること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土 交通省令で定めるもの □ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者 二 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年 を経過しない者 ホ 給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相 当の理由がある者 へ 法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当するものがあるもの 日付は申請書提出時 令和○○年○月○日 に記入ください。 ○○水道設備 申請者 氏名又は名称 住所 大阪府○○市○○町△丁目△番△号 様式第一の表面の「申請者」欄 代表者氏名 水道 太郎 と同じものとなります。

(宛先) 高槻市企業管理者